

養豚事業者ID	
---------	--

## 肉豚の販売先リスト(平成 年度)

販売先によって下記①～④のように添付する肉豚の販売を証する書類(以下「証拠書類」)が異なります。実施要綱第4の2の(5)のイの規定に基づき、機構による肉豚の販売の事実の確認に必要となりますので、主な販売先名等をご記入ください。

販売先名	と畜場名 (左記の販売先に出荷される肉豚のと畜場)
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

(参考)肉豚の販売を証する書類について

販売先	提出書類
① と畜場への委託と畜後、枝肉を持ち帰って販売する場合(枝肉を加工して販売する場合を含む。)	次のいずれかの書類 ○ と畜場が発行すると畜証明書 ○ (公社)日本食肉格付協会(以下「日格協」)が発行する格付明細書
② 食肉センターに出荷し、販売した場合	次のいずれかの書類 ○ 食肉センターが発行する販売証明書 ○ と畜場又は食肉センターが発行すると畜証明書 ○ 日格協が発行する格付明細書
③ 系統委託販売の場合	○ 農協等が発行する販売証明書又は売却証明書
④ 家畜商等に販売した場合	○ 家畜商等が発行する購入伝票に加え、次のいずれかの書類 ○ と畜場又は食肉センターが発行すると畜証明書 ○ 日格協が発行する格付明細書 ○ 金銭の授受を証する金融機関の通帳の写し等